

Ⅲ 労災補償制度のご案内

(1) 労災保険給付の概要

中皮腫や原発性肺がん等を発症し、それが業務により石綿にさらされたことが原因であると認められた場合には、以下のような補償を受けることができます。

- ・ 疾病の治療に必要な補償（療養補償給付）
- ・ 賃金を受けられない場合の補償（休業補償給付）
- ・ 遺族に対する補償（遺族補償給付）

(2) 石綿による疾病の認定基準の概要

ア) 石綿との関連が明らかな疾病として労災補償の対象となるものは、次の5疾病です。

石綿肺[※] 肺がん 中皮腫 良性石綿胸水 びまん性胸膜肥厚

※ じん肺法に規定するじん肺管理区分が管理4に該当するもの、または石綿肺に合併したじん肺法施行規則に掲げる疾病

イ) このうち、中皮腫・肺がんについては、次に該当する場合に業務上の疾病として労災補償を受けることができます。

(ア) 中皮腫（胸膜、腹膜、心膜、または精巣鞘膜の中皮腫）

- ・ じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺所見が得られている場合
- ・ 石綿ばく露作業への従事期間が1年以上ある場合

(イ) 肺がん（原発性肺がん）

- ・ じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺所見が得られている場合
- ・ 胸部エックス線写真、胸部CT検査などにより胸膜プラークが認められ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が10年以上ある場合
- ・ 広範囲の胸膜プラークの所見が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が1年以上ある場合
- ・ 石綿小体または石綿繊維について一定の所見が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が1年以上ある場合
- ・ 労災の認定要件を満たすびまん性胸膜肥厚を併発している場合
- ・ 石綿紡織製品製造作業、石綿セメント製品製造作業、または石綿吹付け作業に5年以上従事した場合

石綿に関する健康管理手帳について

石綿を製造、または取り扱う業務に従事していた離職者で、一定の要件を満たす方は、都道府県労働局長に申請し健康管理手帳を交付されると、指定された医療機関で健康診断を6か月に1回無料で受けることができます。

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/techo/index.html>

石綿による疾病の労災補償や労災保険給付などに関する一般的なご質問は、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、こちらでも受け付けています。

労災保険相談ダイヤル 0570-006031（平日8:30～17:15）

※ ご利用には通話料がかかります。